

座間市立学校体育施設開放実施要領

(目的)

第1条 この要領は、座間市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則（昭和50年教育委員会規則第8号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、学校体育施設開放事業の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

(開放時間)

第2条 学校体育施設の開放を行う学校（以下「開放校」という。）の校長は、規則第3条に定める時間の範囲内で開放時間を決定するものとする。

2 校長は、前項の規定により決定した開放時間に特別の支障がある場合には、その都度開放時間を変更することができる。

(非開放日)

第3条 校長は、施設の整備等に必要最低限度の範囲で開放を実施しない日を設けることができる。

(利用の種目)

第4条 開放校における利用の種目は、学校体育施設の実情を勘案して教育委員会が定めるものとする。

(団体の登録)

第5条 規則第4条に定める者で開放校の体育施設を利用しようとする者は、団体を構成し開放校ごとに教育委員会に登録しなければならない。

(登録団体の取消し)

第6条 教育委員会は、前条により登録された団体（以下「登録団体」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

- (1) 登録の要件に該当しなくなったとき
- (2) 虚偽の申請により登録した事実を発見したとき
- (3) 長期間にわたり登録団体として利用活動がなされていないとき
- (4) 利用許可の条件に著しく違反したとき
- (5) 登録団体として不適当と認められる行為をしたとき

(運営委員会の設置)

第7条 学校体育施設を円滑に開放するため、開放校に学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(利用申請及び許可)

第8条 利用申請は、運営委員会が教育委員会に行うものとする。

- 2 運営委員会は、前項の申請前に登録団体の利用日時を調整しなければならない。
- 3 教育委員会は、第1項の利用申請を受けた場合は、その適否を決定し、適当と認めるときは、管理上必要な条件を付して施設利用を許可するものとする。

(利用の取消し)

第9条 教育委員会は、前条第3項の規定により利用許可を受けた者が次の各号に該当する場合は、利用許可を取消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 利用許可の条件に違反したとき
- (2) 利用の申請に虚偽又は不正があったとき
- (3) 利用の目的以外に利用したとき
- (4) 学校教育上必要が生じたとき
- (5) その他、校長が必要と認めたとき

(管理指導員)

第10条 登録団体は、管理指導員を定めなければならない。

- 2 管理指導員は、学校体育施設の利用に当たり、次の各号に掲げる事項を所掌するものとする。
 - (1) 学校体育施設の利用中における指揮及び監督
 - (2) 火災予防のための火気取締りの指導及び確認
 - (3) 利用許可時間の遵守
 - (4) 体育館を利用する場合の当該出入口の施錠
 - (5) 学校体育施設の利用後における整理整頓及び清掃の指導
 - (6) その他、教育長が指示した事項

(委任)

第11条 夜間照明設備を利用する場合における屋外運動場の利用に関し必要な事項は、座間市立学校屋外運動場夜間開放に関する実施要領の定めるところによる。

- 2 この要領に定めるもののほか、学校体育施設の開放に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、運営委員会の設置、運営等に関する事項並びに団体の登録及び学校体育施設の利用手続に関するものは、市長事務部局スポーツ所管課が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 座間市立学校体育施設開放実施要領（昭和49年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領を施行するために必要な準備行為は、この要領の施行の日前においても行うことができる。